

職員旅費細則

公益社団法人 麴町法人会

(目的)

第1条 この細則は、社団法人麴町法人会（以下「当会」という）就業規則第20条第2項の規定に基づき、当会事務局職員の出張に伴い支給する旅費について定めるものである。なお、パートタイマーについては別に定める。

(旅費の支給)

第2条 職員が出張した場合には、この細則の定めるところにより旅費を支給する。

(2) 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法で旅行した場合の旅費により計算する。

(3) 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

(出張)

第3条 職員が出張した場合には、鉄道賃、船賃、航空運賃及び車賃を実費支給する。

(2) 出張の際の日当は、旅行日数に応じ、一日当たりの定額により次のとおり支給する。

事務局長	7千円
事務局次長・課長	6千円
係長・主任	5千円
一般職員	3千円

(3) 出張の際の宿泊料は、実費とする。

(雑則)

第4条 この細則に定めがあるもののほか、実施上必要な事項は会長が定める。